

## 港区男女平等参画推進会議区民委員募集要項

### 1 目的

港区男女平等参画推進会議の委員を委嘱するに当たり、委員の一部を公募することにより、広く区民の皆さんの意見を男女平等参画行政に反映させることを目的とします。

### 2 職務

- (1) 区長の諮問に応じて、行動計画やその他男女平等参画の推進に関する重要事項について調査審議します。
- (2) 行動計画に基づいた男女平等参画の推進に関する施策の実施状況を調査審議し、必要があると認められるときは、その結果を区長に提言します。

### 3 募集人員

港区男女平等参画条例施行規則の規定により、公募による区民委員の定数は6人以内とします。

### 4 任期

任期は2年とします。(委嘱期間：令和8年7月16日～令和10年7月15日)

### 5 報酬等

港区付属機関等の設置及び運営に関する基準に基づき、出席1回ごとに報酬及び交通費(実費)を支給します。

### 6 会議の開催

- (1) 開催回数は、年7回程度とします。
- (2) 開催時間は、原則平日2時間程度とします。

### 7 応募資格

- (1) 18歳以上で区内在住・在勤・在学の人(令和8年4月1日現在)
- (2) 男女平等参画社会の形成に関心があり、会議に出席できる人。  
ただし、国、地方公共団体の議員及び職員は応募できません。
- (3) 港区で設置する付属機関等の委員に、既に3つ就任している方は応募できません。

### 8 応募方法

港区ホームページ内のLoGoフォームに必要事項を記入し、応募してください。または、応募申込書に必要事項を記入し、下記の応募先に郵送又は持参してください。

提出先：港区芝公園1-5-25 港区役所 総務課人権・男女平等参画係  
Tel 3578-2027 Fax 3578-2976

### 9 募集期間

令和8年3月15日(日)から4月15日(水)まで(必着)

### 10 決定の方法

- (1) 一次選考  
作文及び応募用紙の記載内容(活動内容など)により、面接予定者を選考します。
- (2) 二次選考  
一次選考で選ばれた方に対して面接による選考を実施します。  
面接日は令和8年5月下旬を予定しています。

### 11 結果の通知

選考結果は、応募者全員に文書で通知します。

### 12 一時保育の実施

会議の開催に当たっては、希望により一時保育付きで実施します。